

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 5 年 9 月 1 3 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

EHP-7 系統空調機の室外機の部品交換を行い、室内機が正常に稼働するよう修繕を行う。

2 履行場所

横浜市南区六ツ川 1 丁目 1 4 番地
横浜市立南中学校

3 契約日

令和 5 年 7 月 2 7 日

4 履行日又は履行期間

令和 5 年 7 月 3 1 日

5 契約金額

2 6 6, 7 5 0 円

6 契約の相手方

横浜市保土ヶ谷区仏向西 2 5 番 3 号
有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市立南中学校において、EHP-7 系統空調機が故障したため修繕を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和 5 年度災害協力事業者名簿に登録のある会社であり、南区内で迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立南中学校